

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し(素案)に対するパブリックコメントの結果について

令和6年3月 文化市民局 人権政策課

市一3

I パブリックコメントの結果 (意見募集期間:令和5年(2023年)12月22日~令和6年(2024年)1月22日)

● 意見の提出状況 意見を提出された方の人数 2人 意見の件数 9件

● 意見への対応状況

【対応1】補足修正 2件 【対応2】既記載 1件 【対応3】説明・理解 5件
【対応4】事業参考 1件 【対応5】その他 0件

意見への対応策 (【対応1】補足修正するもののみ記載)

意見の内容 (抜粋)	対応策 (案)
【24~25ページ】 改正障害者差別解消法(略称)において、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が令和6年(2024年)4月1日より義務化されることから、主な取組①~④に加え、「合理的配慮の推進」を追記してほしい。	障害者差別解消法の周知や啓発については、主な取組①「障がいのある人に対する理解の促進」に記載しているところですが、同法の施行に伴い、一層の強化が必要であることから、(1)現状と課題及び(4)主な取組①の内容に「合理的配慮の提供」について追記します。
【46ページ】 「明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用等、伝統や文化の保持が制限されました。」とあるが、日本に帰属すれば、公用語は日本語であるが、アイヌ語の使用制限はなかったのではないかな。	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書では、「授業では自らの親や祖父母が受け継いできた言葉ではない日本語の習得が優先された。」と記載されていることから、「日本語の習得が優先された」といった表現に修正します。

2 検証指標の設定

令和5年度の熊本市総合計画市民アンケート結果が示されたことを受け、検証指標の目標値を設定した。

検証指標	基準値 (H30)	実績値 基準値 (R5)	目標値 (R9)	目標値 (※R13)
ア 一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	実績値 37.3%	47.0%	55.0%
イ 日常において人権を意識している市民の割合	— ※新規指標	基準値 86.4%	90.0%	95.0%

※本計画の期間は、令和9年度までであるが、熊本市総合計画（R6～R13）でも同じ検証指標を設定しているため、令和13年度までの目標値を記載しているもの。

3 今後のスケジュール

3月14日 教育市民委員会にてパブリックコメントの結果を踏まえた計画最終案の報告
令和6年度以降 本計画に基づく人権に関する施策の推進

※ 2月 熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議（外部委員）において報告済

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
計画素案 P10 市民意識調査における外国人に関する人権問題の設問について	人権に関する市民意識調査の結果において、外国人の人権を守るために必要だと思ふこととして、「日本人も外国人も共に暮らす市民であることの理解を深める啓発を進める」、ついで「日本人と同様のサービス（医療、福祉、教育など）を受けられるようにする」の割合が高くなっているとあるが、外国人の人権を守るとはいいが、まずは、国民・市民の権利を守ることが優先である。アンケートの選択項目での誘導はやめてほしい。 ・外国人で日本国籍を有さない人は市民ではない。 ・不法滞在といった犯罪を犯すことなく、正当な額の納税をしていれば、日本人と同様のサービスを受けることはできるが、それ以外はおかしい。	選択項目は 10 項目あり、特定の項目に誘導する意図はありません。 熊本市自治基本条例において、市民とは、①本市の区域内に住所を有するもの、②本市の区域内に通勤し、又は通学するもの、③本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体、と規定しており、これらにおいて、人種や国籍、性別、年齢、障がいの有無などは用語の意義に影響を及ぼすものではないとされています。	対応 3 (説明・理解)
計画素案 P20～21 こどもに関する人権問題について	(3)施策の体系及び(4)主な取組 問題が重症化する前の初期段階の取組が重要であることから、①～④の取組に加え、「⑤児童虐待や貧困等の課題、人権侵害を早期に発見する仕組の整備」とし、主な取組として「学校や地域、支援団体等が連携し児童生徒が抱える貧困や虐待等の課題を初期段階で発見し重大化する前に対応出来る体制や仕組みを整備します。」といった施策を行う必要がある。	虐待の未然防止や早期発見、貧困対策、人権侵害への対応については、P21「②社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援」に記載しているところです。 具体的な取組については P4 関連する計画に記載の「熊本市子ども輝き未来プラン」等に沿って、進めてまいります。	対応 2 (既記載)

計画素案 P23 高齢者に関する人権問題について	(3) 施策の体系及び(4) 主な取組 今後、増加が予想される単身高齢者について特に住宅確保と入居後の様々な支援が重要となってくることから、①～④の取組に加え、「⑤安心して暮らせるための居住支援」とし、主な取組として「高齢者は特に住宅の確保が困難なことから住まいの確保のための支援、そして安心して暮らし続けるための見守り等の支援や相談体制を整備します。」といった施策を行う必要がある。	高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保については、重要な課題と受けとめております。居住支援等の福祉にかかる施策については、当計画には記載いたしません。P4 関連する計画に記載の「くまもと はつらつプラン（熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」等に基づき、取り組んでまいります。	対応 3 (説明・理解)
計画素案 P24～25 障がいのある人に関する人権問題について	(3) 施策の体系及び(4) 主な取組 障がい者が地域で尊重され安心して暮らしていくためには、社会全体として合理的配慮が重要であることから、①～④の取組に加え、「⑤合理的配慮の推進」とし、主な取組として「障害者差別解消法改正（合理的配慮の義務化）もあり、障がい者を含め全ての人が社会の中で尊重され暮らしていくために合理的配慮の啓発・推進を図ります。」といった施策を行う必要がある。	令和3年（2021 年）に改正された障害者差別解消法（略称）では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が「努力義務」から「義務」となり、令和6年（2024 年）4月1日から施行されます。障害者差別解消法の周知や啓発については、P25 主な取組「①障がいのある人に対する理解の促進」に記載しているところですが、同法の施行に伴い、一層の強化が必要であることから、P24(1)現状と課題及び P25(4) 主な取組①の内容に「合理的配慮の提供」について追記します。 なお、具体的な取組については P4 関連する計画に記載の「熊本市障がい者生活プラン」に沿って、進めてまいります。	対応 1 (補足修正)

計画素案 P27 部落差別 (同和問題) について	(4) 主な取組 部落差別（同和問題）について、研修や啓発活動の実施により正しい知識の理解と認識を深めるよう取り組むとあるが、一世代前の教育ではなく、最新の資料での取組をしてほしい。また、どうすれば、部落差別（同和問題）がなくなるのかをどう考えてどう進めるのか取組から読み取れない。	人権教育・啓発の取組にあたっては、常に、正確かつ最新の情報を収集するとともに、P14～P16にあるように、教育・啓発の対象者や手法を鑑みながら、効果的な取組を進めてまいります。	対応 3 (説明・理解)
計画素案 P46 アイヌの人々に関する人権について	(1) 現状と課題 「アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが・・・」とあるが、正しくは「流入してきた」である。	令和元年（2019 年）に施行された「アイヌ施策推進法」（略称）では、アイヌ民族を先住民族と規定しています。これに先立つ「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」では、先住民族とは、一地域に、歴史的に国家の統治が及び前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住していることとされていることから、「先住していた」と記載しています。	対応 3 (説明・理解)
	(1) 現状と課題 「明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、アイヌ語の使用等、伝統や文化の保持が制限されました。」とあるが、許可申請を出せば、儀式での狩猟や漁労が制限・禁止はされていない。また、明治時代に日本に帰属すれば、公用語は	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書では、「近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労、採集などの場を狭められ、さらに狩猟の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。」とあります。このことから、「制限された」と表現しています。 また、アイヌ語の使用制限については、同報告書では、「授業では	対応 1 (補足修正)

	日本語であるが、アイヌ語の使用制限はなかったのではない。	自らの親や祖父母が受け継いできた言葉ではない日本語の習得が優先された。」と記載されていることから、日本語の習得が優先されたといった表現に修正します。	
	「アイヌの人々」の定義を定める必要がある。自己申請やアイヌと無関係でもアイヌ協会関係者ならアイヌとならないような基準定義を明確にして、施策を実施してもらいたい。	国等においても、「アイヌの人々」について明確に規定されているものではありません。当計画では、「アイヌ施策推進法」（略称）第5条に則り、施策を推進してまいります。	対応 3 (説明・理解)
計画素案 P49、 P51 ホームレスの人々に関する人権問題、様々な人権問題について	貧困問題については、住まい、教育、健康、福祉等、様々な部署の連携が必要である。P49 のホームレスの人々に関する人権問題あるいは P51 の様々な人権問題の施策の体系に「貧困による人権問題について」を追加し、「特にこどもの貧困については学習機会の喪失や心身の発達について様々な影響が懸念されることや高齢者等については、いわゆる『貧困ビジネス』の被害者となる懸案などから貧困による人権問題について関係部署が連携して取り組みます。」といった施策が必要である。	こどもの貧困問題については、こどもに関する人権問題 P21「②社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援」に記載しており、具体的な取組については P4 関連する計画に記載の「熊本市子ども輝き未来プラン」等に沿って、進めてまいります。 また、高齢者については、高齢者に関する人権問題 P23「④成年後見制度等による高齢者の権利擁護」に、財産管理に関する支援を記載しているところです。 貧困を背景として生じる人権問題は、この他にも、女性、障がいのある人など複数の分野に共通して見られる問題です。複合的な人権問題については、P51 の様々な人権問題に記載しておりますが、今後も注視していく問題として、課題を整理し、関係部署との連携を図りながら取り組んでまいります。	対応 4 (事業参考)